



International Actuarial Association
Association Actuarielle Internationale

IAA リスクブック
専門職基準

保険監督委員会

2023 年 5 月





IAA リスクブック

専門職基準

本文書は国際アクチュアリー会 (IAA) 保険監督委員会が作成・承認したものである。

(訳注)

本訳文は一般向けに公開可能な資料として、
IAA事務局の了解のもと日本アクチュアリー会保険監督部会が翻訳したものである。

電話: +1-613-236-0886

メール: secretariat@actuaries.org

1203-99 Metcalfe, Ottawa ON K1P 6L7 Canada

www.actuaries.org

©国際アクチュアリー会 (International Actuarial Association/Association Actuarial Internationale)



コメントとフィードバック

リスクブックの各章に関するコメントとフィードバックを歓迎します。

リスクブックの各章に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付してください。

バージョン

番号	承認日	執筆者	校閲者
1.0	2015年7月	ゴッドフリー・ペロット	
2.0	2023年5月	ゴッドフリー・ペロット	IAA プロフェッショナリズム委員会タスクフォース: ピーター・ウィジー、マルコム・キャンベル、メアリーエレン・コギンズ、ヒレヴィ・マンノネン



目次

IAA リスクブックについて	1
1 要旨	2
2 要点	2
3 背景	3
4 アクチュアリー基準の便益	4
5 基準設定主体と規制当局	5
6 現地と IAA のモデル基準	6
6.1 現地基準	6
6.2 IAA のモデル基準	6
6.3 基準の内容	7
7 基準の強制	8
8 結論	9

IAA リスクブックについて

アクチュアリー専門職は、保険、年金および関連業界におけるリスク管理のツールやプロセスの開発に多大なる貢献を行ってきた。また、アクチュアリーの技能が新しい発展途上の知識分野に応用されることも増えている。

アクチュアリーの実務は、持続可能かつ透明性の高い方法でリスクの将来的な不確実性を管理するためのツールおよびプロセス(この比重が増している)の開発を通じて、引き続きリスクおよびリスク事象とその影響の理解、測定およびコミュニケーションの向上をもたらしている。それらのツールやプロセスにより、リスクの不確実な結果の受け入れと移転の、追跡、管理および軽減が行われている。

リスクブックは、保険、投資、退職年金またはより一般的な分野のいずれであるかを問わず、金融サービス商品を提供する際に管理する必要のあるリスクや本質的に不確実な将来の結果に関する理解の深化に資する質の高い参考資料を提供することを目的としている。リスクブックは、広範囲の読者、すなわち、アクチュアリーや取り扱われている分野の専門家だけでなく、その分野の意思決定者など多くの人々が利用できるように書かれている。そのため、リスクブックでは、保険数理のトピックや概念の背後にある着想や概念に対する知見を提供する必要がある。したがって、形式性や数学的な厳密性より現実に即すことを重視している。

リスクブックは全体としてダイナミックで進化的な情報源となることを目指しており、アクチュアリーの専門知識が価値、経験、進歩を加えられる分野や、その時点で関心度や重要度の高いトピックを反映して、時と共に改訂される。そして、継続的な改訂を容易にするために電子的に配布されている。リスクブックの各章は少なくとも5年ごとに見直され、そして重大な変化や発展があった際はより短期で見直されることとなっている。

リスクブックの開発と維持は IAA 保険監督委員会のリスクブック編集委員会により行われている。

アクチュアリーを主体とする多くの人がリスクブックに貢献している。貢献者はウェブサイトを示されている。

リスクブックの本章に関するコメントや質問を提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。リスクブックに関与することに関心があることを伝えなければ、ウェブサイトに行き、求められる情報をご提供いただきたい。

1 要旨

専門職行動規範(Codes of professional conduct)(以下、「規範」)ならびに専門職資格基準・実務基準(professional standards of qualification and practice)(以下、「基準」)は、健全なアクチュアリー実務に際して、この専門職に依拠する人のニーズに対応するための環境を与えるものである。アクチュアリー組織によって作成された規範は、基準およびその会員の倫理的な行動への期待に導くための枠組みを定めるものである。アクチュアリーは所属する専門職行動規範に拘束され、活動する国のアクチュアリー会の規範や基準にも従う必要があることもある。

2 要点

1. アクチュアリー基準は、アクチュアリーが専門職として説明責任を負うことを社会的に保証する機能を持つ。このことは、アクチュアリー業務の利用者にアクチュアリー業務が適切に実施されたことの信用を与える。同時に、基準は、アクチュアリー業務が適切な実務に準拠していると保証する根拠を、実務に従事するアクチュアリーにもたらす。
2. アクチュアリー基準(保険会社および年金制度のリスクとソルベンシーの評価に適用されるものを含む)は、規制当局に重要な価値をもたらし得る。
3. 国際アクチュアリー会(IAA)の正会員である協会(Full Member Association:FMA)は、一般的な原則や倫理基準から成る共通の中核的部分を含む規範を有していなければならない。かかる原則の1つは、会員が、適用されるアクチュアリー資格基準・実務基準を遵守するということである。
4. アクチュアリー基準と規制は互いに作用し合う。アクチュアリー基準はアクチュアリー業務の指針となる。アクチュアリー基準は通常、規範的ではなく原則ベースであり、正当性を証明できれば、基準のガイダンスからの逸脱も許容する。これに対し、規制は通常、より規範的で強制的となる傾向がある。アクチュアリー基準は規制に優先するものではない。
5. アクチュアリー基準は、特定の管轄区域内で基準を制定する権限を有している一切の機関によって採用され、その管轄区域内で実務に従事するアクチュアリーに適用される。
6. アクチュアリー基準の対象範囲には、仮定を設定するプロセス、方法を選定するプロセス、そして、計算実行の目的、仮定の設定者、それらの適切性に関するアクチュアリーの意見、

およびアクチュアリーの推定に関連する不確実性を開示するプロセスが含まれる。

3 背景

資格基準は、アクチュアリーが専門職に対して当該業務を遂行する（および、管轄区域によってはアクチュアリーと自称する）資格があるとみなされるために充足すべき要件である。それには通常、実務（総合的または特定の実務分野）に従事するのに十分な知識を取得するために必要な当初の教育要件、継続教育（CPD）の要件、および経験要件が含まれる。管轄区域によっては、資格基準の中に、実務経験証明（practicing certificate）や強化された CPD 要件など、特殊なアクチュアリアル・サービスに関する追加要件が含まれることもある。

アクチュアリー実務基準は、アクチュアリー業務がどのように遂行されるべきかを取り扱っており、通常、その業務に従事する個々のアクチュアリーに適用される（例えば会計基準が、財務成績を報告する企業に適用されるのとは対照的である）。これらの基準は通常、特定の種類のアクチュアリー業務に適用されるが、アクチュアリー業務全体に適用されるものもある。

どちらの種類の基準も一般に現地の基準設定主体によって発布され、基準設定主体は現地のアクチュアリー会、独立した基準設定機関や現地の規制当局となることもある。管轄区域の該当する規制当局は、その管轄区域内でかかる基準が遵守されるべきことを要求できる。

規範および基準の遵守するためのこの要件は、適用されるべき規範や基準の重大な違反を犯したと（妥当な適正手続きの後に）決定された会員に対して訓戒、戒告、資格停止または除名さえも課すことのできる懲戒プロセスにより、各 FMA の中で支えられている。

IAA プロフェッショナリズム委員会は、「プロフェッショナル ガイドライン PG1 - プロフェッショナリズムの諸原則 (Principles of Professionalism)」¹ というペーパーで以上のトピックを取り扱っている。そこには次の表題でプロフェッショナリズムのハイレベルな原則を詳細に説明している。

1. 知識と専門性
2. 価値と行動
3. 専門家としての説明責任

¹ PG1 - Principles of Professionalism, 2017 年 10 月 7 日に承認。
www.actuaries.org/ABOUT/Documents/PG1_Principles_Professionalism.pdf

国境を越えるアクチュアリアル・サービスに関するプロフェッショナリズムの側面を取り扱った資料が、IAA プロフェッショナリズム委員会「プロフェッショナル・ガイドライン PG2 - 国際的なアクチュアリー業務のガバナンス (Governance of International Actuarial Work)」²に含まれている。

4 アクチュアリー基準の便益

十分に確立され、十分に管理された実務基準の役割および便益の要約について、ある基準設定主体が次のように記述している³。

1. 実務基準の役割は、アクチュアリーが専門職として説明責任を負うことを社会的に保証することにある。同時に、基準は、アクチュアリー業務が適切な実務に準拠していると保証する根拠を、実務に従事するアクチュアリーにもたらず。基準は次のことにより公衆を保護する。
 - a. 様々なアクチュアリー実務の分野について適切な手続き、技法および手法を示し、それにより、アクチュアリー業務の成果物の信頼性および網羅性に対する社会的な信用を高める。
 - b. 最新の水準のアクチュアリー実務を維持するために、実務を構成する多くの独立した要素を定期的に点検および更新することを可能にする手段を提供する。
 - c. アクチュアリー業務の成果物の評価基準を提供する。
 - d. 基準が遵守されない場合の懲戒の根拠を提供する。
2. 基準は、個々のアクチュアリーに対しても次の重要な便益ももたらず。
 - a. 特に幾分不慣れな実務分野がある場合、ガイダンスを提供する。
 - b. 関心のあるオブザーバーに対して、この専門職が効果的かつ責任ある方法により社会

² PG2 - Governance of International work, 2020年11月18日に承認。

www.actuaries.org/ABOUT/Documents/PG2_Governance_International_Work.pdf

³ 米国アクチュアリー実務基準審議会：

www.actuarialstandardsboard.org/aboutasb.asp, 2023年4月14日に参照。

的な役割を果たしていることの強力な証拠を提示する。

- c. 専門職としての業務遂行が適切である証拠を提供する。これは、いかなる民事訴訟または専門職懲戒処分においても抗弁となる。
3. 実務基準はまた、規制当局に対して、公益のために効果的に行動する目的でアクチュアリーという専門職に依拠できることをさらに保証する役割も果たす。文書化された実務基準は、文書化された会員の懲戒規定と併せて、専門職が自身を律し、公衆の保護に積極的な関心を抱いていることを示すものである。

有効な基準が存在することにより、専門職は適切な実務の説明が可能となり、その結果、許容可能な実務の範囲が狭められ、質の劣った実務が回避される。このことは、専門職の実務に対する期待および行動規範を通じた専門職の行動に対する期待の確立することにより達成される。不遵守に対する専門職としての処罰への潜在的な恐れは適切な実務との適合をさらに支援し、アクチュアリー業務の利用者にその業務が適切に実施されたことの信用を与える。

基準設定主体は、適切な実務を成文化するために実務基準を発布する。基準設定主体は、一般に受け入れられた実務を成文化しようとするのではない。というのは、かかる実務は旧式化していたり、もはや適切でなかったりする可能性があるからである。基準は最新であり適切であるべきで、新しい基準は新しい規制が必要とする事項に対応したり、受け入れられた実務がまだ確立されていない開発中の実務分野での作業を導くことを要求される可能性がある。

実務家による既存の基準の定期的な見直しは、実務に携わるアクチュアリーが修正、追加、改正または廃止された場合にどのように基準が改善できるかについてコメントするためのフィードバックグループも提供する。

アクチュアリー基準はまた、適切な業務を遂行しているアクチュアリーが、その業務に関して依頼主から疑念を示された場合の支援も提供する。

5 基準設定主体と規制当局

実務基準と規制は互いに作用し合う。実務基準はアクチュアリー業務の指針となる。実務基準は通常、規範的ではなく原則ベースである。一部の管轄区域の基準では、「なければならない (must)」という動詞が使用され、どんな状況でもガイダンスに従わなければならないことが示される。しかし、「なければならない」を使用しないことの方がはるかに多く、代わりに、アクチュアリー

が特定の種類の任務を遂行する際に考慮、実行および開示する「べき(should)」事柄が記される。これにより、その基準で企図されておらず、当該基準を適用すると不適切な結果を招く予期しない状況に対応可能となる。そうした状況では、当該基準を適用することはプロフェッショナリズムに反する。ただし、そのように基準のガイダンスから逸脱する場合は、その逸脱を特定して説明するべきである。

これに対し、規制は通常、より規範的で強制的になる傾向がある。アクチュアリー基準と適用法(規制を含む)の間に対立がある場合は適用法が優先する。

多くの基準設定主体は、関連する現地の規制当局との間でフィードバックループを維持している。定期的な会合により、規制当局は実際の業務のレビューで観察した論点や発生した懸念事項を基準設定主体に伝えることができる。

6 現地基準と IAA のモデル基準

6.1 現地基準

現地アクチュアリー基準は現地の基準設定主体によって発布される。基準設定主体はアクチュアリー会、独立した基準設定機関や現地規制当局となる可能性がある。独立した基準設定主体の場合、現地の専門職全体(例えば、米国では実務基準はアクチュアリー基準審議会(Actuarial Standards Board)により制定され、米国のすべてのアクチュアリー組織の会員に適用される)や専門職から独立した機関(例えば、英国では財務報告評議会(Financial Reporting Council)がアクチュアリー、監査人や会計士向けの基準を制定する)となる可能性がある。

ほとんどの規範のもとで現地基準は基準設定主体の管轄区域内でアクチュアリー業務を行う有資格アクチュアリーに対して拘束力を持つ。いくつかの管轄区域では、現地基準は以降で説明されるように IAA モデル基準に基づくことができる。

6.2 IAA のモデル基準

特定の管轄区域の基準設定主体に発布された現地基準に加えて、IAA は、現地の基準設定主体によって指定されない限り、どの管轄区域でも拘束力を持たない多くのモデル基準を作成してい

る。しかしながら、以下のようにいくつかの仕方で使用できる⁴。

1. 個々のアクチュアリーは、自身が作成する報告書において(自発的にまたはクライアントの要求により)1 つまたは複数の国際アクチュアリー実務基準(International Standards of Actuarial Practice: ISAP)を遵守することを表明できる。この場合、アクチュアリーはその ISAP に拘束される。
2. 現地の基準設定主体は、ISAP 内の草案作成の指示に明記された変更のみを行ない ISAP を適用する形で新たな現地基準を策定することができる。
3. 現地の基準設定主体は、ISAP を基礎として、より広範な変更をそれに加えることにより新たな現地基準を策定できる。
4. 現地の基準設定主体は、実質的に ISAP に整合するように現行基準を改訂できる。
5. 現地の基準設定主体は、1 つまたは複数の現行基準が実質的に ISAP に整合していると結論付けることができる。

IAA は、世界の金融サービスセクターの利害関係者への貢献として ISAP を開発し、アクチュアリー業務に広く実務に関連する事項に対応する独自の寄与である。アクチュアリー実務基準は特定の状況内で活動するアクチュアリーに期待される行動を述べたものである。アクチュアリー実務基準の目的は、アクチュアリーの判断や創造性の行使を不必要に制限することなく、与えられた状況におけるアクチュアリー実務へのアプローチの一貫性を高め、アクチュアリー業務の成果物への顧客や一般の人々の信頼を高めることである。基準は、採用される手段、仮定を設定する際に使用されるアプローチ、結果として得られるレポートや意見の内容、レポートや意見の提示方法といった事項を扱う。

6.3 基準の内容

アクチュアリー基準は、仮定を設定し、方法を選定し、開示を行うプロセスなどのアクチュアリー業務を対象とする。この開示の対象には、計算の目的、仮定の設定者、それらの適切性に関するアクチュアリーの意見、およびアクチュアリーの推定に関する不確実性が含まれる。

⁴ 現地の基準設定主体は、たとえそれらの措置のいずれにも従わないとしても、自身の基準の策定および維持管理において IAA のモデル基準の恩恵を享受できる。

従来、大部分のアクチュアリー実務基準は、アクチュアリーが実行する計算、またはその計算実行において従うべき原則が中心だったものの、次第にアクチュアリーが使用するプロセスに焦点を合わせるようになってきている。こうしたプロセス指向の例としては、米国における統合的リスクマネジメント(ERM)に関連する基準や、欧州における欧州アクチュアリー実務基準第 2 号「ソルベンシーIIに基づくアクチュアリー機能報告書(Actuarial Function Report under Solvency II)」(2021 年 11 月 1 日改正)の一部がある。特に米国の ERM 基準は、数値の算出ではなく、ERM の手法を評価するのに必要となる適切なプロセスや考慮事項を取り扱っている。これは、最近、銀行、保険および年金の規制当局がガバナンスの構造やプロセスに重点を置いていることと一致している。

適用される法域内のアクチュアリーを拘束するアクチュアリー基準は、アクチュアリー会によって公表されることのある教育用または研究資料とは異なっている。かかる資料は教育的な性質を持ち、アクチュアリーは、適切と判断してそれを使用するのも、使用しないのも自由である。この事実はしばしば目立つように記載される。この種の資料の例としては、IAA が公表する国際アクチュアリー・ノート(International Actuarial Note:IAN)や、モノグラフ、リサーチペーパーがある。

7 基準の強制

本章の冒頭で述べたように、規範および基準は、健全なアクチュアリー実務が社会全体のニーズに対応することを確実なものとするための、専門職の背景の一部をなす。この背景には、アクチュアリーが規範に定められた原則に従い、基準に適合することを確実なものとするための懲戒プロセスが組み込まれている。そのため IAA は、FMA の認証要件の 1 つとして、懲戒プロセスが充足すべき一連の判断基準を策定した。その判断基準は以下の通りである。

1. 苦情申し立てプロセスは、アクチュアリーの実務から影響を受ける一切の人およびアクチュアリーと同僚の専門職が利用できる。
2. 苦情を申し立てられたアクチュアリーが十分に尊重されるように、当該アクチュアリーは抗弁の正当な手続きをとることが認められる。
3. 前の水準で決定を下した機関とは独立した、客観的な正式の上訴プロセスが存在する。
4. アクチュアリー会の会員としての資格の剥奪を含め、なされた違反の重大性に応じた制裁を下すことができる。
5. 懲罰が課された場合、苦情申し立てプロセスの結果に関して適切な告知および情報が公

に示される。

IAA ペーパー「懲戒プロセスの設計における考慮事項に関するプロフェッショナリズム委員会ペーパー (Professionalism Committee Paper on Considerations in the Design of a Discipline Process)」⁵は、正式な懲戒プロセスを制定する際に取り扱うべき事項に関する情報を提供している。

基準が遵守されたことを規制当局が確認できる 1 つの方法は、アクチュアリー業務が別の有資格アクチュアリーによってレビューされることを要求することである。レビューを行うアクチュアリーは、レビュー対象となる種類の業務を提供する資格を有しているべきであり、また通常は、問題の業務に関与していないアクチュアリーがレビューを行う。その会社またはグループのために業務を行っていない独立したアクチュアリーとすることも考えられる。

8 結論

規制当局、アクチュアリー業務の利用者および実務に従事するアクチュアリーは、それぞれ異なる役割を果たしているため、アクチュアリー実務基準はそれらの各グループに恩恵をもたらす。アクチュアリー基準は、規制当局や利用者が信頼して依拠できる、専門職による適切な成果物の作成を支える。

5

www.actuaries.org/CTTEES_ACCRED/Documents/Considerations_Design_Discipline_Process_EN.pdf, 2008 年 7 月承認。



IAA リスクブック
章名：専門職基準

ウェブサイト：www.actuaries.org を参照の上、‘Publications’ から ‘Risk Book’ への
パスをお進みください。

フィードバック：riskbookcomments@actuaries.org にご送付ください。